

伊予市下水道事業
地方公営企業法適用基本方針

平成 30 年 8 月

伊予市 産業建設部 都市住宅課

目 次

法適用の基本方針

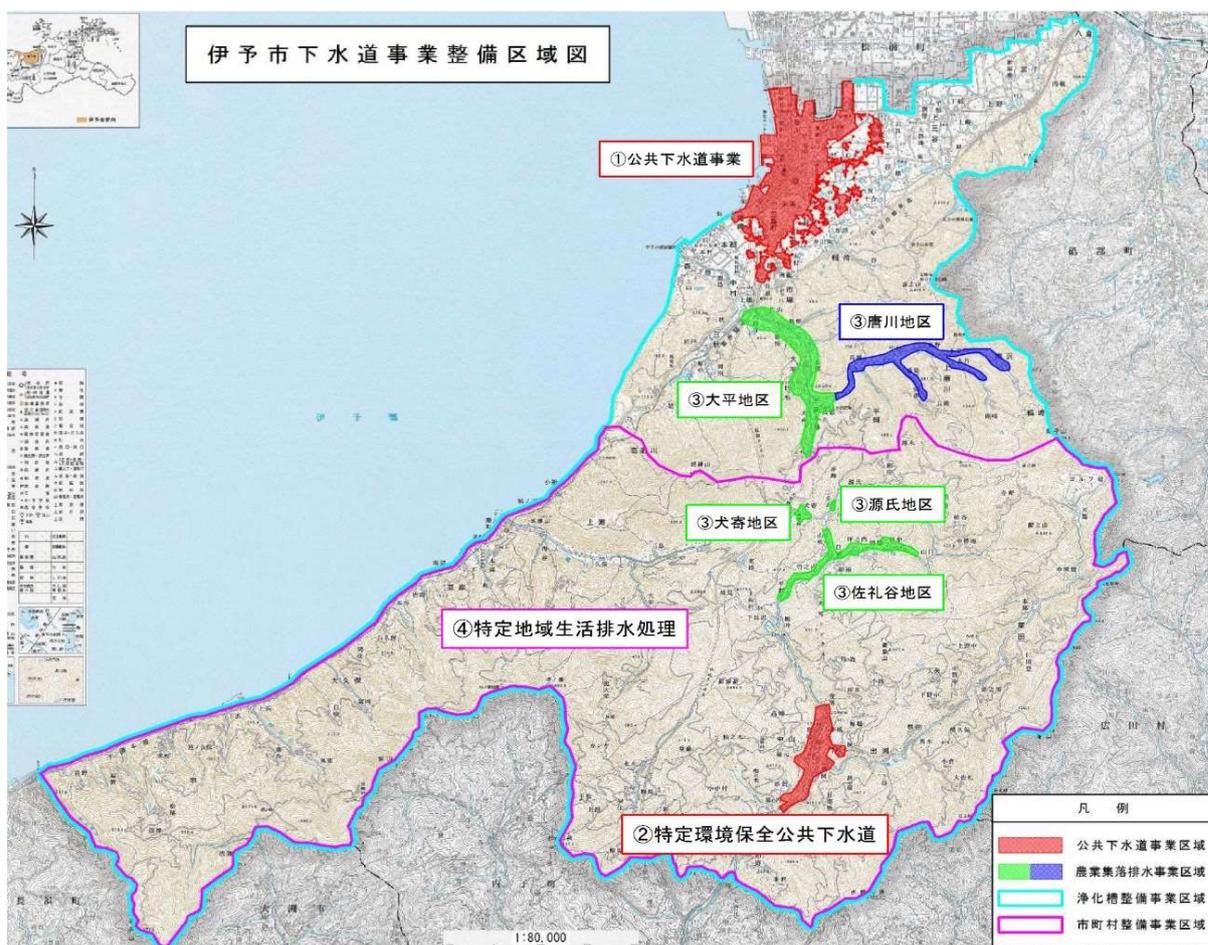
1. 対象事業 1
2. 法適用の対象事業 4
3. 法適用の範囲 5
4. 法適用の時期 7

法適用の基本方針

効率的で円滑な法適用に向けて、対象事業、法適用の対象事業、法適用の範囲、法適用の時期について基本方針を定めます。

1. 対象事業

伊予市の下水道事業は公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業（市町村設置型浄化槽）の4事業があります。

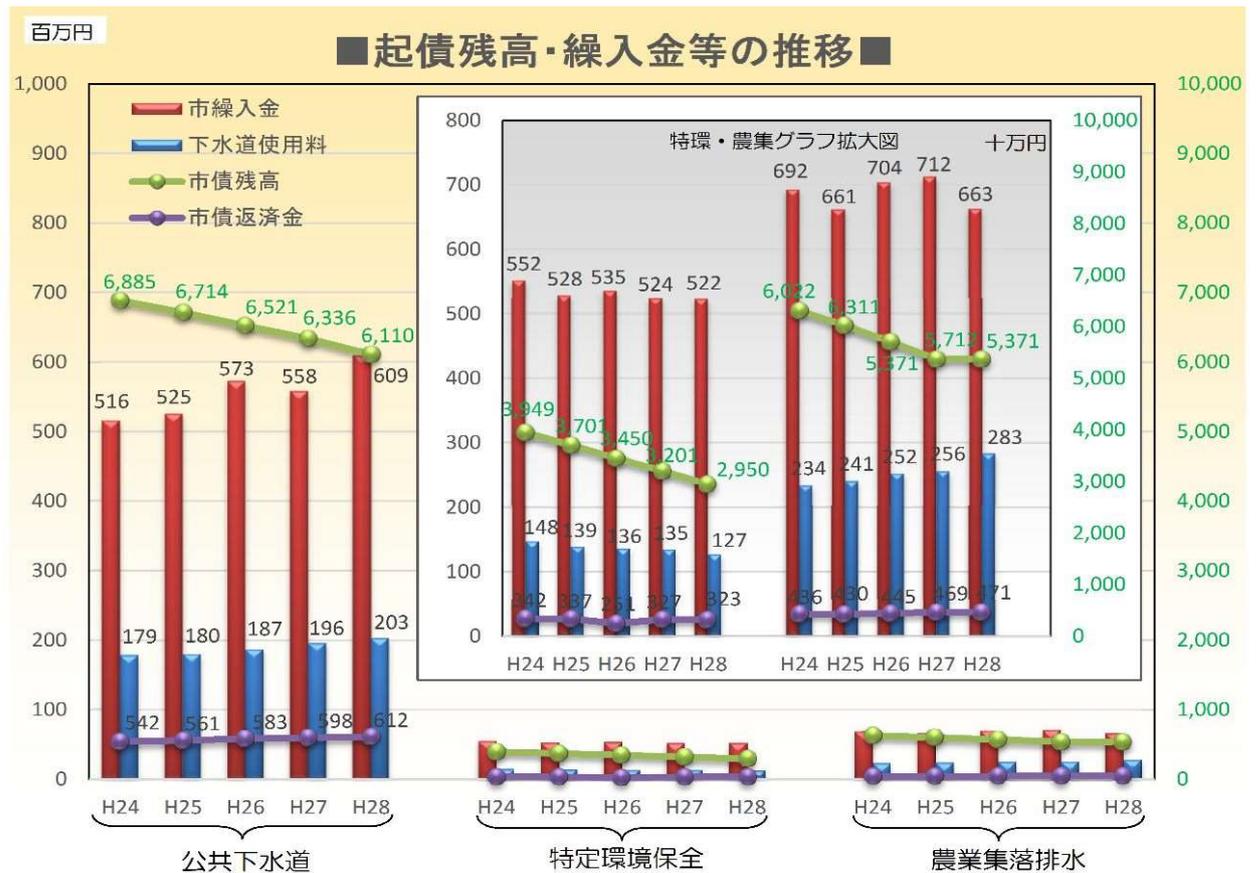


番号	事業名	区域
①	公共下水道事業	旧伊予市
②	特定環境保全下水道事業	中山町中心部
③	農業集落排水事業	大平・唐川・佐礼谷・犬寄・源氏
④	特定地域生活排水処理事業	中山・双海

各下水道会計の財政状況

平成 28 年度事業費実績

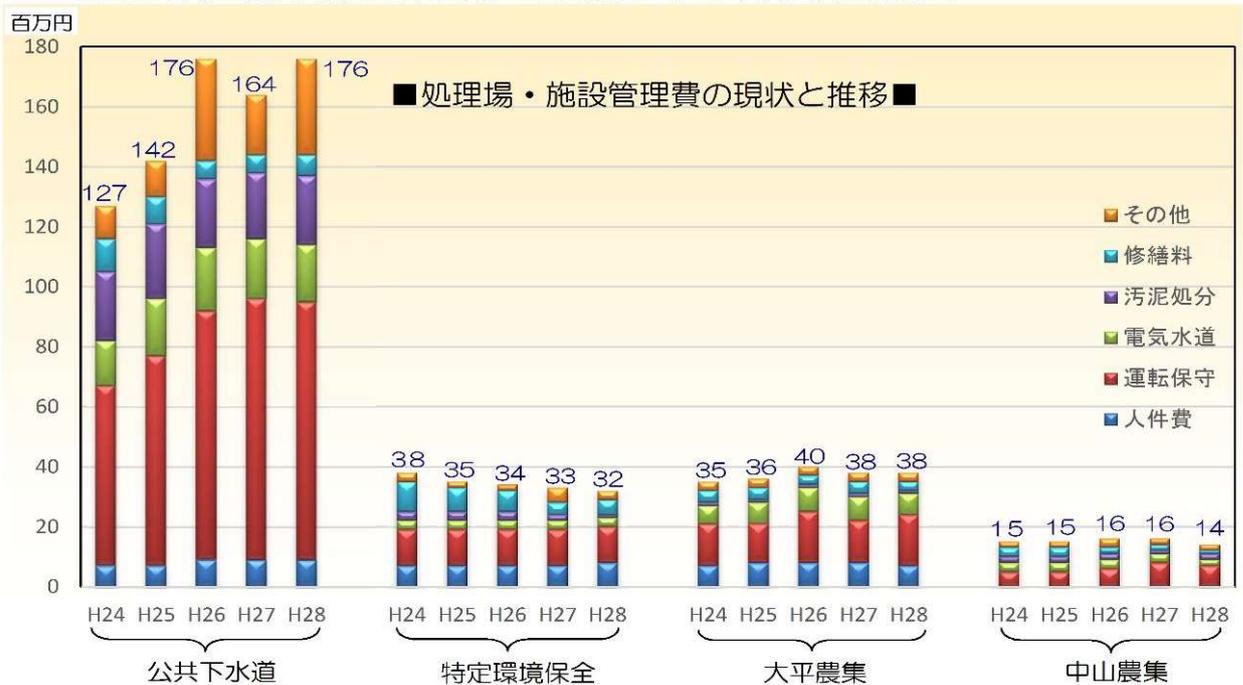




※左軸（棒グラフ）→市繰入金、下水道使用料収入（単位表示は右軸の1/10）

※右軸（折れ線グラフ）→市債返済金、市債残高（単位表示は左軸の10倍）

※過去の高金利借入分から低金利への借換えによる市債返済金は除く



※施設管理費→使用料対象経費

2. 法適用の対象事業

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業は、総務省の要請により、人口3万人以上団体の公共下水道事業は、法適用を行う必要があるため、法適用対象とします。

農業集落排水事業は、現状基準外の繰入金に大きく頼っており、独立採算による経営が困難な状況のため、今後、改築更新時の負担軽減や業務の効率化を図る必要があります。これらのことを踏まえ平成40年度を目途に大平・唐川地区の公共下水道事業への統合を検討しているため、法適用の対象外とします。

特定地域生活排水処理事業（市町村設置型浄化槽）は財産処分制限年限の経過に併せ、譲渡をする方針であるため、法適用の対象外とします。

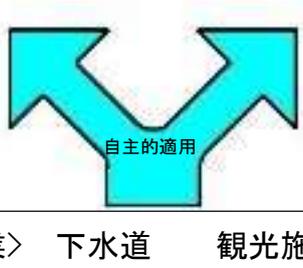
番号	事業名	区域	法適化
①	公共下水道事業	旧伊予市	する
②	特定環境保全下水道事業	中山町中心部	する
③	農業集落排水事業	大平・唐川・佐礼谷・犬寄・源氏	しない
④	特定地域生活排水処理事業	中山・双海	しない

3. 法適用の範囲

法適用の範囲には、地方公営企業法の財務、組織及び職員に関する全ての規定を適用する「全部適用」と財務規定のみを適用する「一部適用」があります。

地方公営企業法の適用は、企業の種類によって、法規定の全部又は財務規定等が当然に適用されるものと、条例により法規定の全部又は財務規定等を任意に適用するものがあります。下水道事業は、このうち条例により任意に法規定の全部又は財務規定等が適用できる任意適用事業（一部）となっています。

全部適用と一部適用の比較

項目	全部適用（法の全てを適用）		一部適用（財務に関する部分を適用）	
適用事業	<当然適用事業> 水道 鉄道 電気 ガス 病院など		<任意適用事業> <div style="text-align: center;">  </div>	
適用範囲	当然適用事業・法非適用事業		法非適用事業	
事務体制	パターン① 管理者設置	パターン② 管理者非設置 (条例の定め)	パターン③ 会計管理者に 事務委任しない	パターン④ 会計管理者に 事務委任する
	首長 管理者 企業出納員	首長 企業出納員	首長 企業出納員	首長 出納員
出納及び 会計事務	企業出納員			会計管理者
職員の身分	企業職員		一般行政職員	
予算の調整	管理者が原案作成 首長が調整	首長が調整		
決算の調整	管理者が調整	首長が調整		会計管理者が調整

伊予市における法適用の規定ごとによる優位性

項 目		全部適用		一部適用	
		パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
財政面	メリット	経営内容が明確化	経営内容が明確化	的確な財政状況を把握	現行に近いため人件費抑制
	デメリット	管理者及び出納事務による人員増	出納事務による人員増	出納事務による人員増	
		×	△	○	◎
効率面	メリット	管理者の設置により独立性確保	独立性が概ね確保	市長が権限を有するため効率的	現行に近いため業務が効率化
	デメリット	出納事務が発生（人件費含む）	出納事務が発生（人件費含む）	出納事務により非効率	
		×	△	○	◎
その他 (身分)		一般会計事務対応不可 (企業職員)	一般会計事務対応不可 (企業職員)	一般会計事務対応可 (行政職員)	一般会計事務対応可 (行政職員)
	×	×	○	○	
総 評		×	△	○	◎

これらのことについて検証した結果、現状の経営状況や今後の効果、効率的な経営を確実なものとしていくためには、法適用範囲をパターン④の一部適用（会計管理者に事務委任）とすることが優位であると判断します。

なお、パターン④においては、あくまで市長権限事務としてこれまでどおりの事務執行が可能であり、また、職員の身分も現行のままであることから、移行に際しての大きな支障はないものと判断されます。

4. 法適用の時期

法適用の時期は、平成 32 年 4 月 1 日とします。

公共下水道事業については、総務省から平成 32 年 4 月 1 日までに法適用することを要請されているため、以下のスケジュールを基に移行作業を進めるものとします。

下水道事業法適用移行スケジュール

業務	年度			
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基本方針策定		➡		
固定資産調査 固定資産台帳整備	➡			
移行事務		➡		
会計システム構築		➡		

各業務の概要

業務	概要
基本方針策定	法適用の対象事業、範囲、時期を定めるために基本方針を策定します。
固定資産調査 固定資産台帳整備	伊予市下水道事業が保有する全ての固定資産を調査し、法適用時の資産価値の評価や、減価償却費を算定し、台帳を整備します。
移行事務	法適用を円滑に行うため、関連部署との調整や、条例の改正、新予算編成、打ち切り決算などの移行事務を行ないます。
会計システム構築	地方公営企業法の財務規定に対応する財務会計システムや下水道事業の資産を合理的かつ効率的に管理するシステムを構築します。

下水道事業の法適用に係る事務作業は、主に「基本方針策定」、「固定資産台帳整備」、「移行事務」、「システム整備」の 4 つに区分できます。事務量としては、固定資産台帳整備が大きな割合を占めますが、その他の事務も着実に実施していく必要があります。なお、予定開始貸借対照表の作成までには固定資産台帳の整備を完了し、財務会計システムについても運用可能な状態にしておくことが必要となります。

また、最終的に作成するものは、地方公営企業法が定める各種財務諸表（予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等）であり、公営企業会計に係る予算編成、予算説明資料、その他消費税等に関する専門知識が必須となります。

移行事務において、会計分野に係る支援体制についても、今後の作業に伴って検討していく必要があります。

法適用の対象事業	: 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業
法適用の範囲	: 一部適用
法適用の時期	: 平成 32 年 4 月 1 日
出納及び会計事務執行体制	: 条例の定めるところにより会計管理者において 執行